

# 環境関連法規制等の動き 2013年12月(2013.10.22~2013.11.18)

## 1. 法令情報

### 1-1-1. エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する政令 <政令第303号>

(-1は2013.10.25公布、-2~-4は2013.11.1公布、4件共2013.11.1施行)

### 1-1-2. エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 <経済産業省令第56号>

### 1-1-3. エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項及び第80条の規定に基づき交流電動

機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件 <経済産業省告示第234号>

### 1-1-4. エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項及び第80条の規定に基づき

エル・イー・ディー・ランプの性能の向上に関する製造事業者等の判断の

基準等を定めた件 <経済産業省告示第235号>

省エネ法第78条に規定されるエネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要のある機器(特定機器)として、新たに交流電動機及びLEDランプが追加され、その基準が定められました。併せて2013.3.1改正法施行時に特定機器に追加された電気温水機器は業務用に限定されました。法の適用は下記ですが、省エネ法ではエネルギー使用者に省エネ努力義務があり、機器選定時の参考にしてください。

1,500台以上の交流電動機、25,000個以上のLEDランプの製造事業者等に適用されます。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131022001/20131022001.html>

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20131101/20131101g00237/20131101g002370005f.html>

### 1-2. 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の規定により、建築物石綿含有建材調査者講習として

登録した件 <国土交通省告示第1097号>(2013.11.11公示、2013.11.29事務開始)

神奈川県川崎市の一般財団法人日本環境衛生センターが、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第2条に基づき、初の建築物石綿含有建材調査者講習機関として登録されました。

建築物石綿含有建材調査者と登録講習機関に適用されます。

<参考>国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html)

題記規定は、3ヶ月前の技術検討会法令情報2に示した新規制定された規定です。以下に再掲載します。

### 1-2'. 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を定める件

<国土交通省告示第748号>(2013.7.30公布、同日施行)

先月の法令情報1の大防法改正で石綿関連の規制が強化されました。本件は技術的側面から、新規に建築物石綿含有建材調査者を制度化するものです。一定の要件を満たし、国土交通大臣に登録された講習機関による、講義・実地研修・修了者検査修了者に建築物石綿含有建材調査者の資格が付与されます。

この告示に基づき、今後講習機関が登録され調査者の資格が付与されるので、現在は本調査官の専任業務は指定されていませんが、今後は専門的な調査官による中立かつ公正な石綿調査が期待されます。

建築物石綿含有建材調査者と登録講習機関に適用されます。

<参考>国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000420.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000420.html)

### 1-3. 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を定める件

<消費者庁告示第9号>(2013.11.1公布、同日施行)

題記規程のエアコンディショナーにおける通年エネルギー消費効率が、引用する日本工業規格(JIS)の変更に伴い改正されました。改正内容は、実際の使用状態や最近の気象条件による想定空調負荷の見直しと測定誤差の縮小です。法の適用は下記ですが、機器選定時の参考にしてください。

家庭用エアコン（含事業所使用）に適用（品質表示）されます。

〈参考〉消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/hinpyo/law/kaisei/131101.html>

**1-4. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第2項の規定に基づく2014.1.1から2014.12.31までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書BのグループⅢ、附属書CのグループI及び附属書EのグループIに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を定める件** <経済産業庁告示第240号> (2013.11.18告示)

題記、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく国内法の規定により、来年度の製造のための申請期間が定められました。

附属書BのグループⅢ（1,1,1-トリクロロエタン）、附属書CのグループI（HCFC類34種）、附属書EのグループI（臭化メチル）の製造者に適用されます。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20131118/20131118h06173/20131118h061730005f.html>

## **2. 一般情報**

**2-1. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について** (2013.10.25環境省)

千葉県市原市の杉田株式会社が、廃棄物処理法第15条に基づき、12社目の大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17298>

**2-2. 低濃度PCB廃棄物の焼却実証試験の実施結果について** (2013.11.1環境省)

環境省では、題記焼却について、従来の燃焼ガス温度1,100℃以上かつ滞留時間2秒以上の条件から、燃焼ガス温度850℃以上かつ滞留時間2秒以上の条件で、安全で確実な処理を確認する実証試験を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17330>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17331>

**2-3. 2012年度家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について** (2013.11.5環境省)

環境省は、家電リサイクル法第53条に基づく立入検査の実施状況を公表しました。本年度は、小売業者を対象に、立入検査を473件実施し、うち指導等を行った件数は250件(53%)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17336>

**2-4. 2013年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」**

**(第3次再資源化事業者提案型)における事業の決定について** (2013.11.1環境省)

2013.4.1施行の小型家電リサイクル法の環境整備の公募の結果、3社の再資源化事業者（青森・埼玉・東京・千葉・山梨・山口の6都県の市町村と連携）の事業計画が採択されました。

国による回収ボックス等の物品や市民向け広報等の回収体制の構築に必要な支援が行われ、少しずつですが実施に向けた環境整備が進みつつあります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17324>

## 2-5-1. 東京ガス株式会社のガス料金値下げ届出を受理しました (2013. 10. 30経済産業省)

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131030002/20131030002.html>

## 2-5-2. 中部電力株式会社の電気料金値上げ認可申請を受理しました (2013. 10. 29経済産業省)

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131029001/20131029001.html>

## 2-6. 冬季の省エネルギー対策について (2013. 11. 1経済産業省)

11月から3月までの題記について、関係政府機関で構成される、エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議で決定されました。産業界にも省エネ法に基づくエネルギー管理や自主的な省エネ等を要請しています。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2013/11/20131101001/20131101001.html>

## 2-7. 「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」の報告書について

(2013. 10. 29厚生労働省)

題記報告書が、厚生労働省から公表されました。危険性や有害性の情報記した容器のラベル表示による危険有害性情報伝達が義務づけられる範囲の拡大等が提言されています。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000027678.html>

## 2-8. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定状況について

(2013. 10. 25国土交通省)

国土交通省は、題記エコまち法に基づく2013.7～9の認定状況低炭素建築物新築等計画の認定状況を公表しました。法律施工後の認定件数は合計1769戸でした。

<参考>国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000485.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000485.html)

## 2-9. 2013年度「中小ビル改修効果モデル事業」モデル事業所の募集及び公募説明会の開催について

(2013. 10. 29 環境省)

環境省は、2013年度から2015年度にかけて省エネ改修等を予定している中小ビルの事業者へ、省エネアドバイスや実測診断を無料で実施する案件について、12. 23まで公募しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17309>

## 2-10. 「環境情報開示基盤整備に向けたサプライチェーン温室効果ガス排出量算定支援」の

参加事業者の募集について (2013. 10. 31環境省)

環境省は、企業の温室効果ガス排出削減への取組を適正に評価することを目的に、サプライチェーン温室効果ガスの算定（スコープ3）について支援する案件について11. 29まで公募しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17318>

以上